

令和 6 年 度

定期監査等結果報告書

鈴 鹿 市 監 査 委 員

令和 7 年 3 月

目 次

定期監査

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	共通事項	3
	個別事項	5
	消防	5
	消防総務課、消防課、予防課、情報指令課、中央消防署、南消防署	
	子ども政策部	
	子ども育成課（幼稚園 5 園）	5
	教育委員会	
	小学校（14 校）、中学校（5 校）	5

財政援助団体等監査

1	監査の基準	6
2	監査の種類	6
3	監査の対象	6
4	監査の着眼点（評価項目）	6
5	監査の実施内容	7
6	監査の結果	7
	財政援助団体監査	
	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会	7
	指定管理者監査	
	労働福祉会館/三重コニックス株式会社	8
	白子駅東自転車駐車場、白子駅東第 2 自転車駐車場、白子駅西自転車	
	駐車場/葛井株式会社	8
	牧田コミュニティセンター/牧田地区地域づくり協議会	9

定期監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財務監査

鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施。

3 監査の対象

消防

消防総務課、消防課、予防課、情報指令課、中央消防署、南消防署

子ども政策部

子ども育成課（幼稚園：国府、旭が丘、飯野、玉垣、神戸）

教育委員会

小学校：国府、庄野、加佐登、明生、石薬師、鼓ヶ浦、白子、飯野、河曲、玉垣、神戸、
栄、天名、深伊沢

中学校：白鳥、創徳、神戸、千代崎、天栄

〈以下、書面監査〉

危機管理部、政策経営部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、土木部、会計課、
上下水道局、議会事務局

地区市民センター（全22か所）、公民館（全31か所）

保育所（全10か所）、子育て支援センターりんりん

小学校：牧田、清和、旭が丘、愛宕、稲生、一ノ宮、長太、箕田、桜島、若松、合川、井
田川、椿、鈴西、庄内、郡山

中学校：平田野、白子、鼓ヶ浦、大木、鈴峰

4 監査の着眼点（評価項目）

（1）補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され、条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず、漫然と継続しているものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので、縮小廃止が適当と認められるものはないか。

- ク 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。
- (2) 委託契約
 - ア 仕様書は適正に作成されているか。
 - イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適切に行われているか。
 - ウ 見積書、契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適切か。
 - エ 随意契約による場合、その理由は適切か。
 - オ 契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適切に行われているか。
 - カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。
- (3) 財産管理
 - ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。
 - イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。
 - ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適切か。
 - エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。
- (4) 現金預金の取扱い
 - ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。
 - イ 収納金は適切に保管されているか。私金と混同していないか。
 - ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
 - エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適切に行われているか。
 - オ 歳計外現金の取扱いは適切か。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和6年11月1日から令和7年3月17日に実施した。

なお、前記「3 監査の対象」の後段に掲げる各所属については、提出された調書に基づき書面監査として実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が認められたので、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は、個別事項として掲げた。

また、事務的な処理において共通して注意を促した方がよいと考える事項については、共通事項として掲げた。

共通事項

事務の執行については、安易に前例踏襲することなく、その都度、業務に関係する法令等と照らし合わせ、常に根拠や事務手順を確認し、組織的なチェック機能確立することによって、適切な事務処理を遂行されたい。

また、事務的な処理における注意事項については、担当者だけでなく部署全体への周知徹底や後任担当への確実な引継ぎにより、業務の適切な処理に努められたい。

1 契約事務について

契約事務については、地方自治法、同法施行令、鈴鹿市契約規則及び鈴鹿市物品調達等に係る手続マニュアルに基づいて、公正性、透明性を確保するとともに、適切な事務の執行に努められたい。

また、契約書及び仕様書については、契約の適正な履行を確保する上で大変重要なものであるため、それぞれの業務内容や履行の要件を十分理解、精査し、作成するとともに、内容に沿った適切な執行に努められたい。

(1) 随意契約について

随意契約については、適用する号数に疑問が生じるものが見受けられた。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識するとともに、その妥当性について、「鈴鹿市における随意契約の取り扱い(ガイドライン)」に沿って十分に検討した上で判断し、随意契約の理由及び業者選定理由についての説明責任がしっかり果たせられるよう努められたい。

(2) 履行の確認について

契約書及び仕様書に沿った履行がなされているか、要件を十分に理解し適正な履行確認を徹底されたい。

また、業務完了報告書を受領した場合は、起案又は供覧を行い適切な文書管理をされたい。

2 補助金等の交付について

補助金申請の添付書類において、提出書類に不備があるものが見受けられたため、適切な事務処理に努められたい。

3 団体に対する負担金について

繰越金の多い団体に対しての負担金や定例的に継続している負担金については、団体の事業実績とその繰越額を十分に精査し、定期的に負担金の見直しを図られたい。

4 文書事務について

事務事業の執行において、文書事務は、説明責任を果たすための極めて重要な役割を担っているが、決裁本文に意思決定の判断材料となる内容の記載がないものが見受けられた。

職員一人ひとりが、鈴鹿市文書管理規程、鈴鹿市公用文に関する規程及び鈴鹿市事務決裁規程に基づいて、適切な事務を遂行することはもちろん、決裁時におけるチェック機能の向上に努められたい。

個別事項

消防

【消防総務課】【消防課】【予防課】【情報指令課】【南消防署】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【中央消防署】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

- (1) 消防団操法大会について、出場者への賞金、賞品及び参加賞を目的として、消防団本部に対して金銭で報償費を支出している。透明性の確保のため、消防本部から直接対象者に記念品として渡すなど、支出の方法について検討されたい。

子ども政策部

【子ども育成課(幼稚園)】国府、旭が丘、飯野、玉垣、神戸

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

教育委員会

【小学校】国府、庄野、加佐登、明生、石薬師、鼓ヶ浦、白子、飯野、河曲、玉垣、神戸、栄、天名、深伊沢

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

- (1) 多数の預金通帳を管理しているが、一部の学校において現在使用されていないものが見受けられた。必要のない通帳は解約するなど、定期的に使用状況の確認に努められたい。また、預金通帳や印鑑を保管する場所の鍵については、一部の学校において同一の者が管理しているなどの状況が見受けられた。リスク軽減の観点から別々の者で管理するなど、適切な運用に努められたい。

【中学校】白鳥、創徳、神戸、千代崎、天栄

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

- (1) 預金通帳や印鑑を保管する場所の鍵については、一部の学校において同一の者が管理しているなどの状況が見受けられた。リスク軽減の観点から別々の者で管理するなど、適切な運用に努められたい。

財政援助団体等監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財政援助団体

監査対象（所管課）	令和5年度
社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 （健康福祉部健康福祉政策課）	補助金 102,042,000 円

(2) 指定管理者

監査対象（所管課）	令和5年度
労働福祉会館/三重コニックス株式会社 （産業振興部産業政策課）	指定管理料 17,305,000 円
白子駅東自転車駐車場、白子駅東第2自転車 駐車場、白子駅西自転車駐車場/蔦井株 式会社（危機管理部交通防犯課）	指定管理料 3,900,000 円
牧田コミュニティセンター/牧田地区地域 づくり協議会 （地域振興部地域協働課）	指定管理料 2,200,000 円

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書及び実績報告書等は符合するか。

イ 出納関係帳票の記帳及び管理は適切か。

また、領収書等の証拠書類の管理及び保存は適切か。

ウ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 出資団体

ア 経営成績及び財政状態は良好か。

イ 関係帳票の整備、記帳は適切か。

また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

ウ 会計経理及び財産管理は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 公の施設の指定管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

イ 公の施設の指定管理に係る出納関係帳簿の記帳及び管理は適切になされているか。

また、領収書類の管理及び保存は適切になされているか。

ウ 公の施設の指定管理に係る管理規程及び経理規程等は適切に整備されているか。

(4) 所管部局

財政援助団体等に対して、市の指導及び監督が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行した事務事業で当該財政援助に係るものを対象に、監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和6年11月25日から令和7年3月17日に実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が見受けられた。各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

財政援助団体監査

【社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会】

1 指摘事項

- (1) ふれあい広場鈴鹿実行委員会に対する補助金について、例年定額で交付しているが、実施事業に見合った補助金を交付するため、交付申請から実績報告までの一連の手続きを定めた補助要綱等の基準を整備されたい。

2 所 見

- (1) 設置目的が不明確であり、長年活用されていない基金があるため、廃止を含め当該基金の必要性について検討されたい。

【所管課／健康福祉部健康福祉政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

指定管理者監査

労働福祉会館

【指定管理者／三重コニックス株式会社】

1 指摘事項

- (1) 過去に市から無償で貸与された備品のうち、現在使用されていないものが見受けられた。所管課と協議の上、廃棄等の整理をするとともに、基本協定書についても適宜見直されたい。
- (2) 指定管理者が行う業務の一部について第三者へ委託しているが、市の承諾を得ていないものが見受けられた。基本協定書の規定に基づき、適正な手続きを行うよう改められたい。
- (3) 経理処理の基本的事項を定める経理規程の内容と合致していない処理方法が見受けられたので、所管課と協議の上、改められたい。

2 所 見 なし

【所管課／産業振興部産業政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 労働福祉会館の指定管理者である三重コニックス株式会社の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

白子駅東自転車駐車場、白子駅東第2自転車駐車場、白子駅西自転車駐車場

【指定管理者／蔦井株式会社】

1 指摘事項

- (1) 利用料金の減免及び還付について、鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則第8条第3項及び第11条第2項に定める手続きを行っていないので改められたい。

2 所 見

- (1) 指定管理業務に係る経費について、支出状況がわかるよう独自の会計帳簿を作成しているが、当該施設用の口座を設けず、団体自身の口座から支出している。基本協定書の規定と実態とが相違しているので、所管課と協議の上、見直しを検討されたい。

【所管課／危機管理部交通防犯課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 白子駅東、白子駅東第2及び白子駅西自転車駐車場の指定管理者である蔦井株式会社の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

牧田コミュニティセンター

【指定管理者／牧田地区地域づくり協議会】

1 指摘事項

- (1) 現行の指定管理において協定書から削除した備品について、指定管理者が台帳を整備し管理しているが、適切な管理を行う上でも指定管理者と市双方が状況を把握することが望ましい。取扱いについて協定書に明文化するなど、所管課と協議の上、見直されたい。
- (2) 使用許可申請書の受付の一部について、鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則の規定に基づかない運用を行っているものが見受けられた。規則と運用が整合するよう見直しを図られたい。
- (3) コミュニティセンターの使用許可後の使用変更又は取消しについて、鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則第4条に基づき適正に手続きを行うよう改められたい。

2 所 見 なし

【所管課／地域振興部地域協働課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 牧田コミュニティセンターの指定管理者である牧田地区地域づくり協議会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。